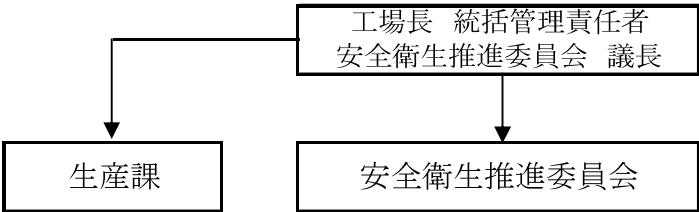


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 10日	
愛知県知事 殿	
提出者 太平洋プレコン工業株式会社	
住所 愛知県豊川市上長山町宮前8	
氏名 工場長 横井 弘 司	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 TEL0533-93-3331 FAX0533-93-3334	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	太平洋プレコン工業株式会社 愛知工場
事業場の所在地	愛知県豊川市上長山宮前8
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	21 窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	539百万
③ 従業員数	22名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	混練→成型・残コンクリート→不良品及び残コンクリート 加工→不良品 出荷→返品不良品 長期在庫品→長期在庫不良 上記コンクリートくず類→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化（一部、処理業者に委託し埋立処分） 木くず→再生処理業者に委託し、チップとして再資源化 廃プラスチック→再生処理業者に委託し、選別後、RPF燃料として再資源化（選別後、一部焼却又は埋立処分）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等	木くず
	排 出 量	2193.50 t	15.00 t
	(これまでに実施した取組) 不良品の低減、ロスコンの低減 返品処分の削減		廃プラスチック 8.15t
			混合物(水銀使用製品) 0 t
			廃油 0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等	木くず
	排 出 量	1,000 t 未満	8.0 t
	(今後実施する予定の取組) 自社にて利用（ロスコン） 生産工程改善による不良品及びロスコンの低減 更なる返品削減に向けた体制を営業と協議		廃プラスチック 7.0t

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、木くず、コンクリートくず類はそれぞれに分別し、保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等	木くず、廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 木くずを減らす事を目的とし、修理可能な木パレットなど自ら補修、及び業者に補修委託し再利用実施。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等	木くず、廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） コンクリートくずは、継続して再資源化施設を有する処理業者に委託する。木くずについては修理可能な木パレットを継続して自ら補修と業者に補修委託する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等	木くず、廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等	木くず、廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等		木くず、廃プラスチック類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t		0 t		
	(これまでに実施した取組) 実施していない。					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等		木くず、廃プラスチック類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t		0 t		
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・がれき類等	木くず	廃プラスチック		
	全処理委託量	2193.50 t	15.00 t	8.15 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	t	15.00 t	8.15 t		
	再生利用業者への処理委託量	2037.67 t	15.00 t	t		
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t		
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。					

(第5面)

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず・ がれき類等	木くず	廃プラスチック
	全 処 理 委 託 量	1,000 t 未満	8 t	7 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	8 t	7 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,000 t 未満	8 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	委託先処理業者には定期的に実施確認を実施する。			
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。